

(1) 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書等の作成	3
(2) 確定申告書の記載手順	4～5
(3) 【事例 1】上場株式等と一般株式等を譲渡したケース	6～13
(4) 【事例 2】上場株式に係る譲渡損失を翌年以後に繰り越すケース	14～19
(5) 【事例 3】特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース	20～25
(6) 【事例 4】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース	26～30
(7) 【参考 1】令和 7 年分 株式等の譲渡所得等のあらまし	31
I 株式譲渡益課税のあらまし	31
II 取得費（取得価額）	33
III 譲渡所得等の金額及び税額の計算	35
IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	36
V 特定口座制度	38
VI 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例	42
VII 上場株式等の配当等の課税関係	45
(8) 【参考 2】株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類	46
(9) 【参考 3】給与所得金額の計算表など	47

## はじめに

- 有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の方法により課税されます。
- この冊子は、株式等に係る譲渡所得等に関する申告書の作成方法等を記載しています。申告書の作成に当たっては、「**令和 7 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。）と併せてご覧ください。
- 株式等に係る譲渡所得等の申告は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」の申告書用紙で行います。  
この場合、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で行いますが、税制適格ストック・オプションの適用を受けて取得した株式を譲渡した場合など一定の場合は、使用する計算明細書が異なります。詳しくは、46ページをご覧ください。
- 各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
- 申告書の提出は、**e-Tax**による送信のほか、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署 又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。  
郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。  
この日付が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。  
なお、令和 7 年 1 月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。  
詳しくは、「**令和 7 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の 1 ページをご覧ください。
- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。



## 注 意 点

- 株式等に係る譲渡所得等に対しては、**地方税（住民税）**も課税されます。  
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません（住民税については41ページの「参考事項 2」参照）。
- **あなた（株式等をお売りになった方）を控除の対象者として、「配偶者（特別）控除」や「扶養控除」などの適用を受けている方がいる場合**には、あなたの合計所得金額（8ページ参照）によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。特に、これらの控除を受けている方が給与所得者の場合はご注意ください。
- 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。
- 令和 5 年度税制改正において、基準所得金額（確定申告を要しない配当所得等を含めるなどとした一定の所得金額）が 3 億 3,000 万円を超える場合、その超える部分の金額の 22.5% に相当する金額から通常の所得税等の額を控除した金額に相当する所得税が課されることとされました。